



【竹原駅前周辺地区版】

竹原市景観計画（案）説明会の概要

問い合わせ

竹原市役所 建設部 都市整備課

TEL.0846-22-7749 FAX.0846-22-8579

竹原駅前周辺地区の説明会を行いました。

（開催日：令和3年7月29日（木）14：30～）

竹原市景観計画（案）説明会内容の概要（抜粋）

（1）重点地区の景観づくり（竹原駅前周辺地区）

【景観形成の方針】

心地よさと魅力を感じる駅前ストリートづくり



区域設定の考え方

市の玄関口として魅力ある景観形成を図る区域として、**竹原駅前商店街及びび町並み保存地区への主要ルート沿道を設定**（区域幅は沿道に面する1宅地程度、道路端から約15m）



（2）良好な景観形成のための行為の制限

（重点地区内で、これから何をしていくのか）

事項		景観形成基準	
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> 既存のノスタルジックな景観を阻害しないよう配慮するとともに、竹原駅前商店街及びその周辺の賑わいや魅力の創出に努める。 	
	建築物 ① 形態	<ul style="list-style-type: none"> 商店街としての景観に調和する形態とするよう配慮し、奇抜なものは避ける。 周辺に圧迫感を与えない形態とする。 建築物の1階店舗部分では、<u>道路側をオープン（ガラス等）とする、閉鎖的なシャッターを設けない</u>など、賑わいを感じられる空間の形成に配慮する。 階高やひさしの高さは、<u>周囲のまちなみに合わせ</u>景観の連続性の維持を図る。 	<p>周辺の圧迫感を与える形態</p> <p>周辺の建築物の規模と調和した形態</p> <p>道路側が閉鎖的</p> <p>道路側がオープン</p> <p>パイプシャッターのイメージ</p> <p>庇の高さが揃っていない</p> <p>庇の高さを周囲のまちなみに合わせる</p>

(2) 良好な景観形成のための行為の制限 (重点地区内で、これから何をしていくのか) つづき

事項		景観形成基準	
建築物	② 意匠	<ul style="list-style-type: none"> 商店街としての景観に調和する意匠とするよう配慮し、奇抜なものは避ける。 建築物の壁面設備及び屋上設備は、できるだけ道路から見えない場所へ設置すること。やむを得ず見える場所へ設置するときは、当該建築物との一体性が図られるよう工夫すること。 	<p>商店街の景観に調和しない奇抜な意匠 商店街の景観に調和するよう修景</p> <p>屋上設備がむき出し 囲い(ルーバー)による修景 エアコンの室外機がむき出し 囲い(ルーバ)による修景</p>
	③ 色彩	<ul style="list-style-type: none"> 別に定める色彩基準を基本とし、周辺の景観に調和する色彩とするよう配慮する。 特に建築物の低層部については、歩行者の視線を意識し、一体的な景観形成を図るため、統一感のある色彩とするよう配慮する。 	<p>※この色以外にも利用可能な色は多数あります。</p>
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物は周辺の建築物や景観と調和する意匠、色彩等とするよう配慮する。 地上設置型の太陽光発電設備等の設置は原則禁止とする。 	<p>屋外広告物が目立ち周辺の景観を阻害 周辺景観との調和が図られるよう修景</p>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 快適な歩行者空間を創出するため、<u>民地部分のオープンスペース化</u>が図られるよう、建築物や工作物の配置を工夫する 	<p>壁面を後退しベンチや植栽を設置する</p>	

(3) 重点地区内の届出対象行為 (こういった行為に届出が必要か)

行為	届出の対象
建築物の新築増築、改築 移転、撤去	<ul style="list-style-type: none"> 規模を限定しない。(全ての建築行為で届出が必要)
建築物・工作物の外観の変更	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観の変更については規模を限定しない。(全ての行為で届出が必要) 工作物の新築、増築、改築、移転、撤去に係る事項に該当する施設のうち、外観を変更することとなる部分の垂直投影面積の合計又は水平投影面積の合計がそれぞれ10㎡を超えるもの

※上記以外の行為については、現在(ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例)と同様の届出対象となります。

(4) 説明会での主な意見

- 空き地が増えているが、重点地区内の空き地に住宅は建てられるのか。(回答：この計画に伴う住宅建築の規制はなく、これから建てられる、建物の外観の規制となります。)
- 今後、既存の建物について、景観形成基準に整合を図るよう指導されるのか。(回答：既存の建物についての規制ではなく、今後新たに建てられるものを対象としている。)
- 景観形成基準にあるように、通りにイスがあったほうがよい。年配の方のためにも、屋根付きのイスを設置してほしい。
- 空き店舗こそが景観を阻害していると思う。

(5) 今後の予定

今後は、この説明会と、現在実施しているパブリックコメント(市民意見の募集)での意見を反映し、竹原市景観計画(案)を作成します。

その後、景観計画策定委員会での審議、都市計画審議会での意見聴取を行い、竹原市景観計画の策定及び関係条例の制定を行っていきます。